

人権教育の「ツボ」

新年度のスタートに向けて!

守られていますか? 「子どもの権利」

「子どもの権利」と「子どもの権利条約」について

人として尊重される権利「人権」は、当然のことながら子どもも、もっています。子どもは、おとなへの成長の過程にあり、保護や配慮が必要な面があります。そこで、子どもの権利を守るために、国連において作られた国際法が「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」です。

日本はこの条約に1994年に批准し、その効力が生じています。

「子どもの権利条約」のポイントを紹介します。



ポイント

子どもの権利条約の四つの原則

四つの原則は、子どもの権利条約のすべての条文に関わる根本的な考え方です。子どもへのすべてのかかわりにおいて、大切にしたい視点となっています。

- **命を守られ成長できること**
子どもが守られ、安心して生活することができるようにします。また、命だけでなく、その子らしさが守られるようにします。
- **子どもにとって最も良いこと**
子どもに関することを決めるとき、行うときには、子どもの最善の利益を守ることを第一にします。
- **意見を表明し参加できること**
子どもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、その意見が十分に考慮されるようにします。
- **差別のないこと**
子どもがどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されるようにします。

日常のかかわりの中で子どもの権利を守る教職員として具体的にできること、その一例として「**子どもの話を受け止め、最後まで丁寧に聴くこと**」が挙げられます。その他にも、すぐにできる取組等を紹介しします。



すぐにできる! 子どもの人権を守る取組(例)

- 自由な発想や方法が認められたり、誤答が大切にされたりする等の安心して学べる雰囲気づくりを行う。
- 一人一人が活躍できるよう、子どものよさや得意分野を積極的に活かせる学習活動の工夫を行う。
- 発言しない子どもに配慮するとともに、どの子どもにも自分の意思を表現できるように適切な支援を行う。
- 偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物等の人権尊重の環境づくりを行う。

※ 参考:人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ] (H20 文科省) 人権が尊重される環境づくり2 (R2 京築教育事務所)

研修コラム

令和3年度福岡県人権教育研修会 令和3年11月18日(木)

この研修会は、社会教育における人権教育の推進に向けて、社会教育に携わる者を対象としています。

全体会では、「子どもたちの権利を守る社会をつくるために」という演題で講演が行われました。特に、ヤングケアラーに焦点をあてた内容でした。

講演の中で、学校において様々な子どもに寄り添い、児童生徒理解を図る教職員にとっても、貴重な内容がありましたので、紹介をします。

ヤングケアラーが学校に望むこと トップ10

- 1 ケアラーとしての責任が、私たちの教育や学校生活に影響していることを**認識してほしい**。
- 2 私たちが何を必要としているのか、私たちがどのような点で他の生徒のようではないのかなど、私たちのことを**聞いてほしい**。
- 3 家庭での個人的問題について聞くための**時間をつくってほしい**。私たちは、恥ずかしくて**自分から言えないこともあるから**。
- 4 遅刻したときに**機械的に罰しないでほしい**。私たちは家庭のことを助けていて**遅れざるを得ないときがあるから**。
- 5 お休みに立ち寄れる場所や宿題クラブを開くなどの**サポートをもっとしてほしい**。
- 6 **柔軟に対応してほしい**。宿題や課題をするための時間や手助けをもっと与えてほしい。
- 7 **授業の中で**、ヤングケアラーや障がいにかかわる問題について**情報を扱ってほしい**。
- 8 親が大丈夫かを確認する必要があるときには、**家に電話をさせてほしい**。
- 9 明確で最新の情報が載っている掲示板を整えて、私たちにとってサポートになる**情報**や私たちが地域の**どこでサポートを受けられるのか**をわかるようにしてほしい。
- 10 先生たちが大学や研修でヤングケアラーや障がいに関わる問題についての**訓練を受けられることを確実にしてほしい**。

※朱書きは人権・同和教育室 引用「一般財団法人ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト 2015」

上記に示した「望むこと」はヤングケアラー当事者の切実な願いです。

「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」

これは、障がいのある人の共通の思いを示すものとして使われている言葉です。子どもに寄り添い、理解をする上で大切にしたい言葉ではないでしょうか。

ヤングケアラー当事者の思いや願いを知り、学校として、教職員としてできることを話し合ってみてはいかがでしょうか。



参加者の感想

参考「人権教育指導者向け学習資料KARAFULL No.14」

第3回福岡県人権教育研修会に参加して、「自分は一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」と子どもが思える安心して生活できる学校、社会づくりのために、自分にできることは何かを考えるきっかけとなりました。



あいのて

29号

令和4年3月25日

I note.....



発行 京築教育事務所人権・同和教育室

はじめに

子どもが子どもでいられる街に

上記の言葉は、厚生労働省が「みんなでヤングケアラーを支える社会を目指す」ために設定したスローガンです。



「ヤングケアラー」とは、法令上の定義はありませんが、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものことです。

厚生労働省と文部科学省が、令和2年12月から、公立の中学校1000校と全日制の高校350校を抽出し、2年生を対象に実態調査を行いました。調査結果が公表され、その中で次のような実態が明らかになりました。

「世話をしている家族がいる」という生徒の割合

- 中学生が5.7%でおよそ17人に1人
- 全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人

内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかに、きょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりと多岐にわたっています。

ヤングケアラーの人権擁護に関する有識者は、ヤングケアラーに対する支援の一つとして、以下のことを挙げています。

☆ヤングケアラーの発見・気付き

ヤングケアラーを発見・気付くための知識の必要性

☆心配・気になる子どもへの声かけ

「何かあるんじゃないか」
「困ったことがあれば話を聞くよ。一緒に考えるよ」

この支援は、人権教育で大事にしている児童生徒に寄り添うこと、児童生徒理解を図ることと重なります。

今号は、子どもの人権について考えるきっかけとなる情報を掲載しています。人権教育に取り組む上での一助にいただけるとありがたいです。 <参考>厚生労働省HP「ヤングケアラーについて」「ヤングケアラー実態調査に関する調査結果について」

「I note あいのて(29号)」のメニュー

◇人権教育のツボ

◇研修コラム

守られていますか?子どもの人権

ヤングケアラーが学校に望むこと

◇メインテーマ

人権教育に係る指導力の向上を目指して

~人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標の活用~

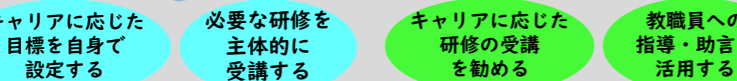


教職員として、どのような人権教育に関する資質・能力をどのように身に付けていけばよいのでしょうか？

『人権教育パンフレット(目標・法律・条例編)』(平成31年3月福岡県教育委員会)では、教職員が五つのキャリアステージに応じて身に付けるべき人権教育に関する「資質・能力」が明確にされ、それぞれのステージにおける「達成目標」が示されています。これは「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、教職員研修の充実及び各学校等における人材育成等に活用することをねらいとして策定されたものです。

達成目標の活用目的と方法

- 自身の指導力等の分析や評価、実践の見直し等の指標として
- 組織的に人材育成するための目標として



「あいのて」では、近年の若年教職員増加の状況を踏まえ、これから数回、**基礎・向上ステージの教職員が、目標を達成するためのポイント**を挙げていきます。達成目標の活用目的の一つである「自身の指導力等の分析や評価、実践の見直しの指標として」や「キャリアに応じた目標を設定して、必要な研修等を目的をもって主体的に受講する」ための参考にしてください。

また、若年教職員の指導担当者をはじめ、人権教育担当者や主幹教諭など他のステージの教職員が、**基礎・向上ステージの教職員にアドバイスする際の参考になるようにもしています。**

経験年数等に応じた段階を示した「五つのキャリアステージ」の分類

基礎・向上ステージ

【若年教員】
人権教育に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する段階

充実・深化ステージ

【中堅教員】
主体的に組織運営に関わる段階

発展①ステージ

【ベテラン教員】
組織運営を活性化するとともに、教育に関する経験や学びを生かし、優れた実践を展開し、同僚性を発揮する段階

発展②ステージ

【主幹教諭・指導教諭】
教育や組織運営に関する専門的な資質・能力を身に付け、学校経営に参画するとともに、教職員に指導・助言を行う段階

発展③ステージ

【副校長・教頭】
校務運営に関する総合的な知見や資質・能力を発揮して、校長を補佐するとともに、教職員を適切に管理し、指導・助言を行う段階

今回は『教職としての素養』編を特集します。「人権教育の重要性についての理解」をテーマにした達成目標です。

| 資質・能力 | | 基礎・向上ステージの達成目標 I |
|----------|------------|--|
| 教職としての素養 | 人権に関する知的理解 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権に関する法令や指針、通知等の意義や内容を理解できる。 ●教科書や人権教育学習教材等に記された人権教育に関する法令や用語等を説明できる。 |
| | 人権感覚 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権にかかわりの深い特定職業従事者としての自覚をもち、児童生徒や保護者と接することができる。 ●家庭訪問等を通して、個別の人権課題の当事者等の思いや願いを聴き、差別の現実や実態を理解することができる。 |

ここからは、達成目標に関する若年教職員からの質問にその指導担当者が答えるようなQ&A形式で紹介していきます。

人権に関する法令等の理解

人権教育の基本的な考え方や関連法規について学びたいのですが、どんな資料を読めばよいのでしょうか？



まずは、こちらの**人権教育研修会資料集**の最新版(令和4年4月福岡県教育委員会)を読みましょう。人権教育推進の基本的な考え方、指導内容や指導方法の工夫・改善などがコンパクトにまとめられています。もちろん、人権に関する法令についても掲載されています。

人権に関する特に重要な法令は何ですか？

どの法令も重要ですが、まずは、人権教育研修会資料集に載っている以下の五つの法令の概要をつかんでおきましょう。

- ①『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』平成12年施行
- ②『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』平成28年施行
- ③『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』平成28年施行
- ④『部落差別の解消の推進に関する法律』平成28年施行
- ⑤『福岡県部落差別の解消の推進に関する条例』平成31年施行

(人権教育研修会資料集 p27~30, 44~49参照)

人権教育学習教材とは何ですか？

福岡県教育委員会作成の「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」のことです。同和問題をはじめとする様々な人権課題に関する児童生徒の知的理解を深め、豊かな人権感覚を育むための教材です。

特に「あおぞら2」は、性的少数者に対する偏見や差別、SNSを使った人権侵害など新たな人権課題にも対応しています。どんな教材があるのか一緒に見てみましょう。(人権教育研修会資料集 p38参照)



人権感覚

特定職業従事者として

私たち教職員は**特定職業従事者**だと聞いたことがあるのですが、どのような人が該当するのですか？

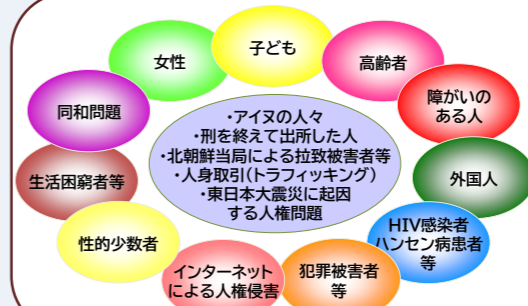
人権にかかわりの深い特定の職業として、**教職員**、医療関係者、福祉関係者、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など13の業種に従事する人が該当しています。

特定職業従事者については、職務の性質上、特に**人権への配慮**が必要とされています。自身の人権意識を絶えず見つめなおし、きめ細やかな人権感覚と実践力が身に付くように、**研修に参加**したり、**自己研鑽**を積んだりすることが大切です。

人権感覚

個別の人権課題とは

個別の人権課題とは、どのような人権課題ですか？



人権教育研修会資料集のp22~26には、左にある16の**人権課題**の概要が示されています。

様々な人権課題の当事者が児童生徒やその保護者、親族等の中にいることを想定して教育活動を行うことが大切です。

個別の人権課題について学べる研修はありますか？

京築教育事務所主催の「**人権教育に関する特別研修会**」の講座を受講してみるとよいですよ。個別の人権課題についての知的理解が図れます。(年2回開催・希望制)

県や市町等が7月や12月に開催している**研修会**や**講演会**に積極的に参加してみるのもよいのではないのでしょうか。様々な人権課題に向き合って生活している**当事者の思いや願い**に触れる機会が増え、より自分の事として人権課題について学ぶことができます。

自己研鑽するにはどんな方法がありますか？



自分が学びを深めたい人権課題について、県が発行している人権教育指導者向け学習教材「**KARAFULL**」の関連記事を読んだり、京築教育事務所が貸し出している「**人権教育・啓発用DVD**」を借りて視聴してみるのもよいですよ。様々な人権課題について学ぶことができます。

次号では、基礎・向上ステージの達成目標IIとして、『**教職の実践**』編について特集します。